

別紙

諮問第1030号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定1、2及び本件非開示決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求1及び2に対し、警視総監が令和5年4月13日付けで行った別表2に掲げる本件一部開示決定1、別表3に掲げる本件一部開示決定2及び別表4に掲げる本件非開示決定について、それぞれの取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定1、2及び本件非開示決定は、適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求は、令和5年9月8日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年10月2日に実施機関から理由説明書を收受し、同年10月28日（第185回第三部会）及び同年11月18日（第186回第三部会）の2回、審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

#### ア 刑事事件に関する相談について

「刑事事件に関する相談の適正な取扱いについて」（令和3年3月26日付通達乙（刑．総．指1）第43号。以下「刑事相談通達」という。）において、刑事事件に関する相談（以下「事件相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談者の氏名、住所、相談の要旨等を警察総合相談業務等管理システム（以下「管理システム」という。）に登録するとともに、刑事相談通達別記様式第1号「事件相談受理票」及び同第4号「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、同第2号「相談関係者票」を、継続案件が終了した場合は、同第5号「相談処理結果」を出力し、保存するものとされている。

#### イ 生活安全に関する相談について

「警視庁生活安全相談取扱要綱の制定について」（平成12年3月16日付通達甲（生．総．家相）第3号。以下「生活相談要綱」という。）において、生活安全に関する相談（以下「生活相談」という。）を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、相談の要旨及び取扱いの概要等を管理システムに登録するとともに、生活相談要綱別記様式第1号「生活安全相談処理結果表」及び同第1号の2「相談処理経過の概要」を出力し、所属長の決裁を受けた後、保存するものとされ、相談者のほかに複数の関係者がいる場合には、同第4号「相談関係者」を出力し、保存するものとされている。

#### ウ 本件一部開示決定1について

別表2に掲げる本件対象保有個人情報1の（1）及び1の（2）は、審査請求人が〇〇警察署の刑事組織犯罪対策課に対し、事件相談をした際に作成された事件相談受理票に記録されている個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報1」という。）である。

本件対象保有個人情報1は、「事件相談受理票」、「相談処理経過の概要」、「相談処理結果」、「相談関係者票」に記録されている個人情報により構成されている。

実施機関は、別表2に掲げる本件非開示情報1の1から1の4までを非開示とする本件一部開示決定1を行った。

エ 本件一部開示決定2について

別表3に掲げる本件対象保有個人情報2の(1)から2の(6)は、審査請求人が〇〇警察署、〇〇警察署及び〇〇警察署の生活安全課に対し、生活相談をした際に作成された生活安全相談処理結果表に記録されている個人情報(以下、併せて「本件対象保有個人情報2」という。)である。

本件対象保有個人情報2は、「生活安全相談処理結果表」(「別紙相談の要旨」を含む。)、 「相談処理経過の概要」(「別紙相談処理経過の概要」を含む。)、 「相談関係者」に記録されている個人情報により構成されている。

実施機関は、別表3に掲げる本件非開示情報2の1から2の3までを非開示とする本件一部開示決定2を行った。

オ 本件非開示決定について

別表4に掲げる本件請求個人情報は、審査請求人が特定の期間に〇〇警察署及び〇〇警察署の生活安全課に対し、相談をした際の生活安全相談処理結果表が存在することを前提として、同表に記録されている個人情報を求めるものである。

実施機関は、別表1に掲げる本件開示請求2に対し、開示請求書に記載されている5つの警察署に保管されている生活安全相談処理結果表をはじめ、生活相談を受理した際に作成される各様式について検索・調査を行い、5つの警察署のうち3つの警察署に係る本件一部開示決定2を行ったが、残り2つの警察署においては、本件開示請求2に係る保有個人情報は存在しないとして、本件非開示決定を行ったものである。

カ 審査会の審議事項について

審査請求人は、本件一部開示決定1及び2で非開示とされた情報のうち「警察職員の氏名及び印影」の部分の開示は求めていることから、審査会は、本件非開示情報1の1を除く本件一部開示決定1、本件非開示情報2の1を除く本件一部開示決定2及び本件非開示決定の妥当性を判断する。

キ 本件非開示情報1の2の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1の2を確認したところ、当該情報は、警察職員が開示請求者以外の関係者から事情を聴取した内容で、開示請求者以外の個人を識別することができるものであると認められることから条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、相談業務は、警察が相談者及び相談者以外の関係者（以下「相談者等」という。）の秘密を厳守するという信頼関係に基づいており、相談者等自らが知り得る情報を警察に託しているものであるため、その内容を開示することとなると、相談者等との信頼関係が損なわれ、今後、相談者等からの協力が得られにくくなるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報1の2は、条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

#### ク 本件非開示情報1の3及び1の4の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報1の3を確認したところ、「事件相談受理票」のうち「分類種別」及び「措置方法措置結果」の各欄並びに「相談処理経過の概要」及び「相談処理結果」のうち「分類種別」及び「措置」の各欄は、いずれも本件相談の分類や今後の対応に関して警察職員が評価、判断した内容等を記載する部分であり、「事件相談受理票」のうち「相手方」欄及び「相談関係者票」のうち警察職員の氏名を除く非開示とした部分は、いずれも相談者以外の人定情報をそれぞれ記載する部分であることが認められた。

また、本件非開示情報1の4を確認したところ、「相談処理経過の概要」のうち「処理経過の概要」及び「相談処理結果」のうち「処理内容」の各欄において非開示とした部分は、本件相談に関し警察職員が評価、判断した内容等が記載されていることが認められた。

本件非開示情報1の3及び1の4の内容を明らかにすることとなると、相談業務を担当する警察職員が開示された場合の影響を懸念して、客観的な評価、判断に基づく率直な記載を躊躇し、その結果、記載内容が当たり障りのないものへと抽象化、形骸化することにより、正確な事実の把握や適正な事案判断が困難になるなど、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯で

きるものである。

したがって、本件非開示情報 1 の 3 及び 1 の 4 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

#### ケ 本件非開示情報 2 の 2 及び 2 の 3 の非開示妥当性について

審査会が本件非開示情報 2 の 2 を確認したところ、「生活安全相談処理結果表」のうち「分類種別」、「措置方法措置結果」、「相談の種別」、「事件化の検討」、「連絡引継確認印」及び「連絡引継確認者」の各欄並びに「相談処理経過の概要」のうち「分類種別」及び「措置」の各欄は、いずれも本件相談の分類や今後の対応に関して警察職員が評価、判断した内容等を記載する部分であり、「生活安全相談処理結果表」のうち「相手方」欄及び「相談関係者」のうち警察職員の氏名を除く非開示とした部分は、いずれも相談者以外の人定情報をそれぞれ記載する部分であることが認められた。

また、本件非開示情報 2 の 3 を確認したところ、「相談処理経過の概要」のうち「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」において非開示とした部分は、本件相談に関し警察職員が評価、判断した内容等が記載されていることが認められた。

本件非開示情報 2 の 2 及び 2 の 3 は、これを明らかにすることとなると、前記クで判断したとおり、相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする実施機関の説明は首肯できるものであることから、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

#### コ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、〇〇警察署と〇〇警察署には相談したにもかかわらず、保有個人情報記録された公文書が存在しないとする決定は不服である旨主張する。

実施機関では、審査請求人が本件審査請求を提起した後においても、再度、本件開示請求 2 に係る各警察署において保管中の生活安全相談処理結果表が綴られたファイルを検索し、更に管理システムにおける登録状況も確認したが本件請求個人情報が記載された公文書が存在しないことを改めて確認したとのことである。

審査会が確認したところ、実施機関が受理する生活相談は、生活相談要綱に則っ

て実施されている。実施機関では、生活相談を受理し、又は引継ぎを受けた場合は、管理システムに登録し、生活相談要綱に定められた様式を出力し、保存することと定められており、生活相談の処理手続において、他の公文書を作成する規定は存在しない。

さらに、本件一部開示決定1及び2において一部開示をした対象保有個人情報、検索の結果、特定された経緯を踏まえれば、本件非開示決定に係る各警察署においても同様に検索した結果、本件請求保有個人情報が存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は見当たらない。

以上のことから、本件請求個人情報が存在しないとする実施機関の説明は首肯できるものであり、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報について、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表1 本件開示請求

1	私が、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署の刑事組織犯罪対策課に相談した際に作成された事件相談受理票
2	私が、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署、〇〇警察署の生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表

別表2 本件一部開示決定1

本件対象保有個人情報1		
1の(1)	事件相談受理票(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
1の(2)	事件相談受理票(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号(相談処理経過の概要(経過番号1及び2)及び相談処理結果を含む))に記録されている個人情報	
本件非開示情報		根拠規定
1の1 審査 対象外	警察職員の氏名及び印影	条例16条2号 条例16条4号
1の2	「相談処理経過の概要」のうち「処理経過の概要」欄で開示請求者以外の個人に関する情報であり、事件相談業務の処理経過等が記載された部分	条例16条2号 条例16条6号
	「相談処理結果」のうち「処理内容」欄で開示請求者以外の個人に関する情報であり、事件相談業務の処理経過等が記載された部分	
1の3	「事件相談受理票」のうち「分類種別」欄、「措置方法措置結果」欄、「相手方」欄	条例16条6号
	「相談処理経過の概要」のうち「分類種別」欄、「措置」欄	
	「相談関係者票」のうち非開示とした部分(警察職員の氏名を除く)	
	「相談処理結果」のうち「分類種別」欄、「措置」欄	
1の4	「相談処理経過の概要」のうち「処理経過の概要」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分	
	「相談処理結果」のうち「処理内容」欄で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分	

別表3 本件一部開示決定2

本件対象保有個人情報2		
2の(1)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
2の(2)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
2の(3)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号(相談処理経過の概要(経過番号1及び2)を含む))に記録されている個人情報	
2の(4)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
2の(5)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
2の(6)	生活安全相談処理結果表(警視庁〇〇警察署、受理年月日 令和〇年〇月〇日、受理番号 〇号)に記録されている個人情報	
本件非開示情報		根拠規定
2の1 審査 対象外	警察職員の氏名及び印影(下記の非開示部分に含まれるものを除く)	条例16条2号 条例16条4号
2の2	「生活安全相談処理結果表」のうち「分類種別」欄、「措置方法措置結果」欄、「相談の種別」欄、「事件化の検討」欄、「連絡引継確認印」欄、「連絡引継確認者」欄、「相手方」欄	条例16条6号
	「相談処理経過の概要」のうち「分類種別」欄、「措置」欄	
	「相談関係者」のうち非開示とした部分(警察職員の氏名を除く)	
2の3	「相談処理経過の概要」のうち「処理経過の概要」欄及び「別紙相談処理経過の概要」で相談事務に係る評価、判断等に関する情報が記載された部分	

別表4 本件非開示決定

本件請求個人情報
私が、平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの間に〇〇警察署、〇〇警察署の生活安全課に相談した際に作成された生活安全相談処理結果表
非開示理由
本件開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書は、作成しておらず、存在しません。